

第4章 障害福祉サービス等を推進していくしくみづくり

1. 障害福祉サービス等を総合的に推進するしくみづくり【地域自立支援協議会】

(1) 地域自立支援協議会の位置づけ

障害福祉サービス等の実施においては、その「要」となる相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」を設置することと定められています。地域自立支援協議会は、関係機関のネットワークを構築し、困難事例に適切に対応するよう個別ケースの調整会議などを通じて支援方法の検討などを行うとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するよう、運営評価等を実施するものであり、障害福祉サービス等をすべての利用者への的確に提供していくうえで非常に重要な役割を担っています。

本市では、障害者支援のあり方に関する総合的な審議を行う組織として「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」を設置しています。地域自立支援協議会は、この委員会と連携しながら、障害福祉サービス等を的確に提供していくことを中心として、地域自立生活支援の推進に関する検討・協議を行う組織と位置づけ、関連する他の組織等とも連携を図りながら運営します。

また、障害福祉計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、新たなニーズへの対応など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(2) 地域自立支援協議会の構成

地域自立支援協議会は、当事者参加のもとで、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健・医療関係機関、子育て支援・学校教育関係機関、高齢者介護関係機関、企業・就労支援関係機関、行政等で構成するものとされています。これらは、障害福祉サービスを推進する担い手として、各々が特長を活かして役割を分担しながら連携していくという視点で、主体的に参画することが求められます。

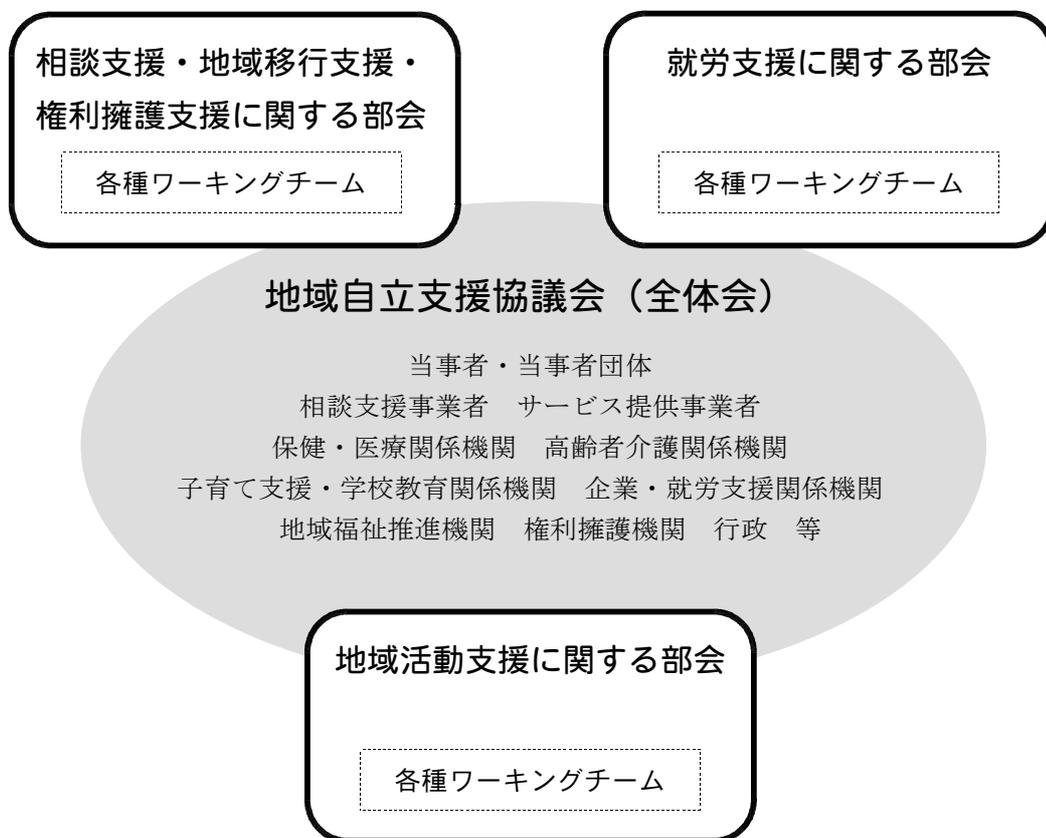
本市では、これらの幅広い構成メンバーが情報や課題を共有する場となる「地域自立支援協議会（全体会）」を設置します。また、具体的な支援等について検討・協議を行うよう、相談支援・地域移行支援・権利擁護支援に関する部会、就労支援に関する部会、地域活動支援に関する部会などを設置するとともに、部会のなかに実務レベルの調整等を行う各種ワーキングチームを設置します。なお、部会やワーキングチームの設置や統廃合については、今後の障害者支援の動向等をふまえて調整していくものとします。

また、各部会・ワーキングチームは、関連する既存の連絡協議組織等との調整を図り、可能な限り統合するなど、効果的・効率的な運営を図ります。

(3) 地域自立支援協議会の取り組み

- *地域自立支援協議会（全体会）は、相談支援事業を中心として障害福祉サービス等の適切な運営について検討・評価や提言、障害福祉計画の進捗状況の点検・評価などを行うよう、各年度に開催するとともに、部会からの要請があった場合など、必要に応じて開催します。
- *各部会は、分野ごとの具体的な支援等の基本方針等を検討・協議するよう、各年度に開催します。
- *各種ワーキングチームは、機能ごとの必要度に応じて定期的を開催し、構成メンバーで情報の共有を図るとともに、連携して個別支援が必要なケースへの対応等について協議します。また、連携した対応が必要な個別事例等について、各部会において当事者や幅広い関係者等が参加したケース検討会議を必要に応じて随時開催するとともに、構成団体間での個別の調整などを行います。
- *地域自立支援協議会および各部会の的確な運営や効果的な連携を図るよう、コーディネーターの役割を担える専門的な運営体制を確保します。

地域自立支援協議会の構成



各部会の主な機能

| 相談支援・地域移行支援・権利擁護支援に関する部会 | |
|--|------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業の運営に関する情報の共有 支援困難事例等の検討 相談支援・ケアマネジメント体制、サービス利用促進システム等の構築・運営 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 地域移行支援に関する情報の共有 地域移行支援事例における連携・協働の検討 地域移行支援・地域生活支援のための資源の開発・活用 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護のしくみづくりの検討・推進 | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">各種ワーキングチーム</div> | (※サービス調整会議・保健所自立支援促進会議実務担当者会議等と連携) |
| 就労支援に関する部会 (※障害者就業・生活支援準備センター運営委員会と連携) | |
| <ul style="list-style-type: none"> 就労支援に関する情報の共有 支援困難事例等の検討 就労支援のための資源の開発・活用 | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">各種ワーキングチーム</div> | (※障害者就業・生活支援準備センター実務担当者会議等と連携) |
| 地域活動支援に関する部会 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 当事者活動の推進・支援 当事者の意見やニーズの集約と提言等 障害者を支援する地域福祉活動の推進 障害についての理解や学習の推進 | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">各種ワーキングチーム</div> | |

2. サービスの的確な利用を促進するしくみづくり【サービス利用促進システム】

(1) サービス利用促進システムの位置づけ

障害福祉サービス等を適切かつ効果的に活用し、“自分らしい”暮らしを支援していくには、ニーズをサービスに的確に結びつける相談支援が重要な役割を担っています。また、自立支援給付を利用するための前提となる障害程度区分の認定からサービスの支給決定の一連の手順が的確に行われる必要があります。

また、サービスについての意見や苦情に的確に対応することなどにより、一人ひとりのニーズにあったサービスとして改善していくことや、適切な利用者負担のしくみづくりをすすめていくことなども重要です。

これらを「サービス利用促進システム」として位置づけ、地域自立支援協議会で検討・協議を行いながら、構築・推進していきます。

(2) サービス利用促進システムの内容

①的確な障害程度区分認定の実施のための取り組み

- * 障害程度区分認定は、自立支援給付を利用するうえでの必要度を客観的に定めるものとして導入されました。このしくみが有効に機能するには、認定調査において利用者の状況やニーズが的確に把握されるとともに、介護給付を利用する人に対する二次判定を行う審査会において公平かつ的確な判断がなされる必要があります。
- * 認定調査を行う調査員のレベルアップを図るよう定期的に研修などを行うとともに、必要に応じて介護者や支援者とも協議を行うなど、認定調査の充実を図ります。
- * 審査会委員も多様な障害についていっそうの理解を図るよう研修などを行っていくとともに、合議体間での差が生じることのないように努めます。

②支給決定ガイドラインの適切な運用のための取り組み

- * サービス支給決定を行ううえでの基準となるガイドラインについては、本市における利用者のニーズをふまえたものにするよう、ガイドラインを上回るニーズがあるケースの状況などをふまえ、定期的に検討や見直しを行っていきます。

③相談支援のしくみづくり

- * 障害程度区分認定からサービス支給決定の一連の手順において、利用者のニーズを的確に引き出し、反映していくとともに、支給決定に基づいて効果的にサービスが利用できるだけでなく、さらには、地域のさまざまな資源を活かした支援を行うよ

う、相談支援の充実を図ります。

(a. 相談支援事業の充実)

- * 相談支援事業は、市が運営する寝屋川市相談支援事業と委託相談支援事業所、市立療育・自立センター（あかつき・ひばり園）で実施します。
- * 寝屋川市相談支援事業では、福祉事務所とも連携を図りつつ、各分野の相談支援事業所等と連携した相談支援事業全体の推進を担います。また、市が設置している「地域包括支援センター」とも連携を図り、介護保険サービス等との調整などを行います。
- * 気軽に相談できるしくみづくりに向けて、障害児等療育支援事業のなかで実施している相談と活動の場を多様なニーズに対応できるものとするよう、各相談支援事業所の協力を得ながら運営します。
- * 委託相談支援事業所は、障害の特性に応じた専門的な相談を行うとともに、成年後見制度利用支援事業なども実施し、施設・病院から地域生活に移行する人に対する継続的な支援や、一般就労に移行した人への生活面での支援なども行います。
- * 地域自立支援協議会の相談支援・地域移行支援・権利擁護支援に関する部会などを通じてすべての相談支援事業所で密接に連携を図るとともに、相談受付票の共通化を図ったり、共通の愛称をつけるなど相談支援のネットワークづくりに取り組み、どの窓口にも相談しても適切な相談につながるしくみづくりをすすめます。また、利用しやすいリーフレットの作成など、PRに取り組みます。
- * 指定相談支援事業所においては、ケアマネジメントが必要な人にサービス利用計画を作成するとともに、サービス利用者等への多様な相談に応じ、必要に応じて相談支援事業等につながります。

(b. サービス利用計画の推進)

- * サービス利用計画は、介護保険においては原則的にすべての利用者に対して作成するものとされているケアプランに相当するものであり、さまざまなサービスを組み合わせ合わせた支援を必要とする人にとって不可欠なものです。国の基本指針では「自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的プログラムに基づく支援が必要と認められる者」を対象として費用を給付するものとしており、適切な支給決定を行っていきます。
- * 指定相談支援事業所において的確なサービス利用計画が作成されるよう、担当者への研修等を行うとともに、地域自立支援協議会や相談支援事業所の連絡組織等で必要な事項について検討や協議を行っていきます。

* サービス利用計画の支給対象とならない人についても、相談支援事業において必要に応じたケアマネジメントを実施していくよう、相談支援事業所の体制の充実を図ります。

④障害福祉サービス等に関する苦情対応のしくみの確立

* 障害福祉サービス等に関する利用者等の意見や苦情を各事業者が的確に把握し、サービスの改善、充実に向けた取り組みをすすめるよう、苦情を言いやすいしくみづくりや第三者委員による活動の拡充などを事業者連絡会、施設協議会等と連携して推進します。

* 本市が実施している介護保険や障害福祉サービスに関するオンブズパーソン（苦情調整委員）制度の活用を図るよう、制度の周知等に取り組みます。

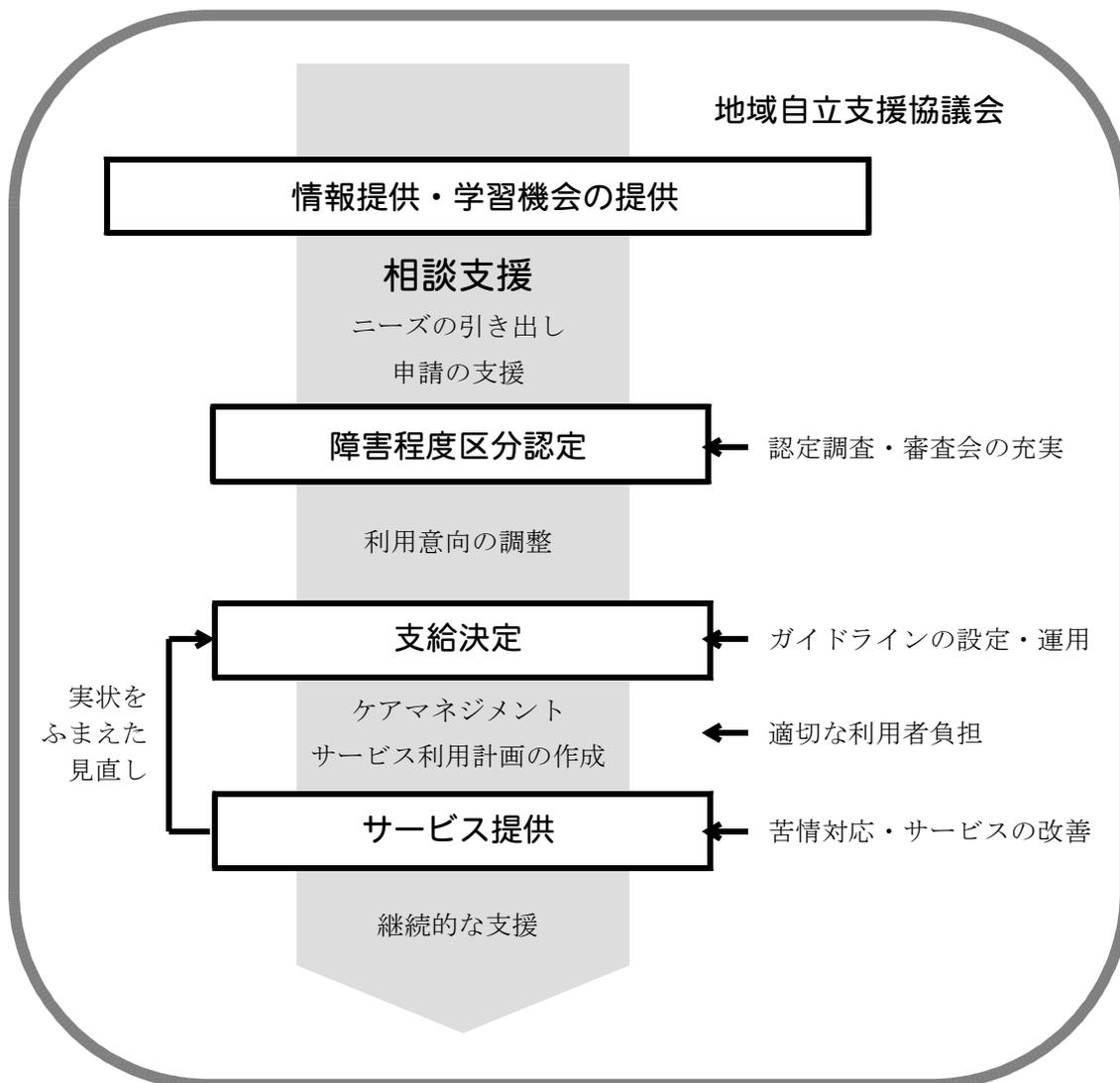
⑤適切な利用者負担のしくみづくりに向けた取り組み

* 自立支援給付では、障害福祉サービス等を多くの人が利用できるものとするために費用を負担しあうよう、利用料の1割を負担する「定率負担」が導入されました。同時に所得が低い人などに配慮して、上限額の設定や減免制度などのさまざまな負担軽減措置も実施されていますが、就労が困難な人などには大きな負担となったり、福祉的就労の場での工賃を利用料が上回るなどの問題も生じています。

* こうした状況をふまえて、国から利用者負担の軽減措置等が示されましたが、本市としても経済的な負担が必要なサービスの利用を妨げることのないよう、利用者の実状をふまえてさらにはたらきかけていきます。

* 地域生活支援事業の利用者負担のあり方についても、自立支援給付における軽減措置の考え方などをふまえて検討していきます。

サービス利用促進システムのイメージ



3. 障害者等の権利擁護のしくみづくり

(1) 権利擁護のしくみづくりの考え方

国連で「障害者の権利条約」が採択されたことをはじめ、さまざまな場面での障害者に対する差別をなくすとともに、権利擁護のための取り組みのいっそうの推進が求められることになりました。権利擁護には、適切なサービスが利用できるなどの権利行使を支援することや、機会の不平等をなくすなど権利実現に向けた支援、さらには権利侵害からの保護や救済など多様な側面があり、障害者支援はすべて権利擁護のための取り組みであるといえます。

特に、判断能力が不十分であるなど、弱い立場におかれがちな人々を支援する取り組みは重要かつ緊急の課題です。支援費制度が導入されてからは、福祉サービスも利用者が事業者と契約して利用するしくみとなっており、必要なサービスが適切に利用できるための支援もさらにすすめていく必要があります。

こうした状況をふまえ、相談支援のなかで把握した権利擁護に関するニーズに具体的にに対応できるしくみづくりをすすめていきます。

(2) 権利擁護に関する事業の推進

*判断能力が不十分な人を支援する取り組みとして、成年後見制度に基づく後見人等による支援や地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）などが行われており、これらの事業を必要な人が的確に利用できるよう、地域自立支援協議会の相談支援・地域移行支援・権利擁護に関する部会などを通じて相談支援事業所等とも連携しながら、周知や利用のための支援を充実するとともに、担い手の養成などにも取り組んでいきます。

*介護保険や障害福祉サービスに関するオンブズパーソン（苦情調整委員）を活用するよう、PR等の充実に努めます。

(3) 権利擁護をすすめるしくみづくり

*権利擁護に関する事業を効果的に推進していくとともに、関係機関が連携して支援する必要があるケースへの対応を図るよう、高齢者保健福祉計画に位置づけている「(仮称)高齢者権利擁護ネットワーク」や、地域福祉計画で定めている「(仮称)セーフティネット委員会」との連動も図りながら、推進のしくみづくりをすすめます。

*地域福祉計画の重点プロジェクトのなかに位置づけられている「(仮称)権利擁護支援センター」の設置についても検討していきます。

4. 地域のさまざまな力を活かして障害者の生活を支援するしくみづくり

(1) 地域の力を活かした障害者支援の考え方

障害福祉サービス等は障害者支援の中核となるものですが、それだけで多様なニーズにきめ細かく対応することはできません。そのため、地域ではさまざまな地域福祉活動が行われ、お互いに支えあうという意識のなかで、日常生活のちょっとしたすけあいや、心の面での支えあいが行われています。これらは困っていることを支援するというだけでなく、地域でのつながりや連帯の意識をつくるうえでも大きく役立っています。

しかし、地域福祉活動、特に地域に密着した活動の現状をみると、高齢者支援や子育て支援とくらべて、障害者支援への取り組みは少ないといえます。これは、外出しにくかったり、地域から離れたところで活動などを行っている人が多いことや、障害についての地域の理解が十分ではないということなどによるものと考えられますが、だれもが暮らせる地域づくりをすすめていくうえで不可欠な取り組みとして、推進していきます。

(2) 地域における障害者支援の取り組み

- * 地域で多くの人に参加して、障害者と交流したり支援しあう活動をすすめていくよう、障害がある人自身が主体的に地域に参加していくようはたらきかけます。また、地域自立支援協議会の地域活動支援に関する部会でも検討・協議を行うとともに、社会福祉協議会が地域に設置しているコミュニティソーシャルワーカー等との連携を図りながら、校区福祉委員会等をはじめとする小地域福祉活動における取り組みを積極的に推進していきます。
- * 地域の力として、福祉とは直接つながりがなくても、日常生活に大きく関わる商業・サービス業をはじめとする事業者などに各々の事業のなかで障害者の利用に配慮していただくことで、生活は大きく広がっていきます。そうした多様な人々や団体が参加し、理解を深めながら協力していける場づくりを、社会福祉協議会等と連携して推進していきます。
- * こうした取り組みをすすめる前提として、障害や障害者の生活、さまざまな課題などについて、障害のない市民がきちんと知り、理解しあえる関係をつくることが不可欠です。理解をすすめるためにさまざまな講演会、学習会や障害のある人とない人が交流できる機会づくり、地域での話し合いの場づくりなどに、学校教育・社会教育関係機関や社会福祉協議会等とも連携して積極的に取り組みます。

